

京都市バスの路線・ダイヤの在り方に関する検討委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条及び京都市附属機関に関する事務の委任に関する規則第2条の規定に基づき、京都市バスの路線・ダイヤの在り方に関する検討委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、学識経験のある者、その他管理者が適当と認める者のうちから、管理者が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱開始の日から令和6年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第4条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、管理者が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合はこの限りではない。
 - (1) 議事録又は会議の資料を公開することにより、非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下、同じ）が公になると認めるとき。

- (2) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると委員長が認めるとき。
- 3 会議の公開は、傍聴を認めることにより行う。

(議事録等)

第6条 委員会は、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。
- 3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、議事録又は会議の資料の全部又は一部を公開しないことができる。
 - (1) 会議を公開しなかったとき。
 - (2) 議事録又は会議の資料を公開することにより、非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。）が公になると認めるとき。
 - (3) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると委員長が認めるとき。
- 4 委員会は、前項の規定により議事録の全部又は一部を公開しないこととするときは、議事要旨を作成し、公開するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、交通局自動車部運輸課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から実施する。

(交通局自動車部運輸課)